

## 2013(平成25)年度 講じた施策事業の点検・評価シート(毎年度サイクル)

資料1-1-3

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
<b>I 府民の参加・行動</b>														
1-1	環境情報の発信	継続	府環境基本条例	「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」、府の環境の状況や施策情報を提供する「環境白書」のページを開設しています。最近の環境関係の報道提供やパブリックコメント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会等の会議開催状況、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図りました。		年間アクセス件数 20万件  <参考> 2012年度ページビュー数 エコギャラリー 5.3万件 環境白書 3.5万件	ページビュー数 約48万件 (内訳) エコギャラリー 5.9万件 環境白書 42.0万件	☆☆☆	前年度に比べページビュー数が増えました。特に環境白書は2013年9月以降にアクセスが増大しており、増大要因については分析中です。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討し、実施したいと考えています。			環境農林水産総務課 (06-6210-9542)
1-2	環境情報プラザ管理運営事業	継続	府環境基本条例	環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境NPO、行政等各主体の自主的な環境保全・環境活動をサポートすること。	環境情報プラザにおいて環境関連図書・ビデオ・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等の施設を活動の場として提供するなど、府内における環境活動の拠点施設として管理運営しました。さらに、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」においてNPO、自治体、企業等の環境活動の支援を図るとともに、交流会・セミナー等を開催しました。	1,110	・プラザ利用者 15,000人/年 ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回	・プラザ利用者:13,621人/年 ・環境NPO等とセミナー開催:2回	☆☆☆	プラザ利用者は目標の91%と想定を下回りましたが、研修室、小会議室、環境実験室の利用者は前年度より約700人上回りました。また、セミナー開催数も想定どおりであり、環境活動を促進できました。	プラザ利用者拡大のために、利用者アンケートによるニーズ把握や環境情報コーナーでの企画展示等により、利用者サービスを向上させます。	図書等購入費	572	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549) (実施:環境農林水産総合研究所)
1-3	アドプト・リバー・プログラムの推進	継続		府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。	河川管理者(各土木事務所)、参加団体及び地元市町村の三者が、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容等を定めて協定を結び、協力して河川の一定区間の美化活動を継続的に行いました。(2001年7月から実施)	1,402	美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。 <参考> 認定団体数 15団体(2012年度)	平成25年8月現在において、194箇所において45,071名が活動に参加 平成25年度の新規認定団体数 6団体	☆☆☆☆	参加者が4万人を超えており、想定以上の規模で活動ができました。	引き続き、活動の推進に取組みます。	損害保険料	1,859	都市整備部 河川室 河川環境課(06-6944-9304)
1-4	環境教育等の推進	継続	環境教育等促進法 府環境教育等行動計画	家庭、学校、職場、地域、その他のあらゆる場において、府民、民間団体、事業者等様々な主体による環境学習や環境保全活動を推進し、持続可能な社会の構築を目指すこと。	「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組みの推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと、関連施策による環境学習と環境保全活動を推進しました。		全庁で取り組む環境教育施策数 180施策	全庁で取り組む環境教育施策数 171施策 (2012年度) ※2013年度の施策数は2014年度下半期に集計。	☆☆☆ (2012年度のデータで評価)	概ね想定通りの施策数を実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。			みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549)
1-4	「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業	継続	府環境基本条例 環境教育等促進法	府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「行動計画」に位置づけられた「実践活動」等を推進すること。	大阪府環境基本条例に基づき設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府の「ローカルアジェンダ21」である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、府民団体、事業者団体、行政等の協働により、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。	2,317	・府民会議の開催:企画委員会2回、総会2回 ・2013年度版「行動計画」の作成・配布(300部)	・府民会議の開催:企画委員会2回、総会2回 ・2013年度版「行動計画」の作成・配布(300部) ・実践活動の実施 「発掘! おおさかエコ事典」事業 「環境壁紙コレクション」事業 「おおさか環境賞」顕彰 環境にやさしい買い物キャンペーン 等	☆☆☆	府民会議総会を2回開催し、大阪行動計画の策定、事業実施につなげました。	構成団体にとってより魅力ある会議とすべく、府民会議主体事業の充実を図ります。	環境保全活動補助事業 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営 「環境にやさしい買い物キャンペーン」等の実施	2,555 407 484	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549)
1-5	企業等による自然環境保全活動への取組み支援	継続		生物多様性の確保等、府内の豊かな自然環境を保全するために、企業や各種団体の自発的な取組みが不可欠なことから、企業や学校、NPO法人等の取組みに対し支援すること。	アドプトフォレスト、共生の森づくりをはじめとした府が進めている自然環境保全活動や工場敷地を活用したピオトープづくり等、企業や学校、NPO法人等が身近に取り組める保全活動マニュアルを作成し、普及啓発を推進しました。	1,019	・保全活動マニュアルの作成 1,000部 ・マニュアルを活用した活動実績 5箇所	・保全活動マニュアルの作成 1,500部 ・マニュアルを活用した活動実績 5箇所	☆☆☆	想定どおり、保全活動マニュアルを作成し、普及啓発を推進しました。	保全活動マニュアルを活用することにより、企業等との連携を図り、生物多様性保全活動の普及に努めます。	生物多様性保全活動ガイドライン作成委託費 (生きもの観察図鑑等策定委託費含む)	1,000	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9557)

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
1-6	笑働OSAKAの推進	継続	-	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現する。	笑顔と感謝をキーワードに、協働の輪を更に広げる『笑働OSAKA』を展開中です。産・公・民・学の連携による地域活動や交流活動に加えて、誰もが参加でき、参加した効果を実感できる府民参加型の取組みとして、笑働リサイクルプロジェクト(※)を展開するなど、府民ひとり一人に対し、行動を変化を促しました。 (※笑働リサイクルプロジェクト:企業や個人から提供いただいた古紙の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働)	-	古紙排出企業・学校等を増やすと共に、学生が古紙を回収する⇒大阪の企業が製紙化することで、生み出された資金の一部を地域に還元される仕組みを可視化する。	・アドプト活動 2013年度末の認定団体数約640、活動人員数約60,000人 ・笑働リサイクルプロジェクトについては、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取組みました。(25年度の古紙回収量は約110t)	☆☆☆	アドプト活動やそれら団体をつなぐ地域協働交流会等を開催することにより、着実に笑働OSAKAを推進することができました。	引き続き、活動の推進に取組みます。	-	都市整備部 事業管理室 (総合調整G) (06-6944-9268)	
<b>II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築</b>														
2-1-1	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導	継続	府温暖化の防止等に関する条例	現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行うとともに、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。 また、一層の温暖化対策を図るため、特定事業者の対象を拡大しました。	123	特定事業者の温室効果ガス排出量を2012年度比1%削減  <参考> 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 790事業者(2012年度)	・届出事業者数の約8割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2012(平成24)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から2.4%削減(年平均0.8%削減) ※前年度(2013(平成25)年度)実績は届出期限が8月末であるため、毎年度9月以降に集計します。  <参考> 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 763事業者(2013年度)	☆☆☆ (2012年度のデータで評価)	届出指導、現地調査による助言、対象事業者に対する節電呼びかけ等を行うことにより、特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。	引き続き、審査者の知識の向上を計り、きめ細やかな指導により温室効果ガス削減の取り組みを進めます。	71 データベース用機器リース料 39	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9553)	
2-1-2	省エネ行動の普及啓発事業	継続	-	温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門の排出削減を進めるため、府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	省エネ型ライフスタイルへの転換を促進するため、省エネの取組みを紹介したホームページ「省エネ生活のすすめ」や節電の取組みをまとめた「節電ポータルサイト」によって積極的に情報発信するとともに、エコアクションキャラクター「モッチャん、キツちゃん」をイベント等で活用するなど、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけました。 また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援しました。	84	・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施  <参考> エコアクションキャラクターの2011年度のイベント等での活動回数:34回	・Webサイト「省エネ生活のすすめ」「節電ポータルサイト」、イベント出展等による、家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進  ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施 イベント等での活動回数 39回(2013年度)	☆☆☆☆	エコアクションキャラクターの活動数が前年度を上回り、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけることができました。	引き続き広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけていきます。 また、地球温暖化防止活動推進員による自主的な温暖化対策活動を支援します。	84 推進員保険料	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549)	
2-1-3	省エネ・省CO2相談窓口の設置・運営	継続	府温暖化の防止等に関する条例 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	府内の中小事業者の省エネルギーの取組支援を通じて温暖化対策を推進すること。	大阪府内の中小事業者を対象とした省エネ・省CO2相談窓口を設置し、省エネ・省CO2対策に関する相談に対応するとともに、事業所のエネルギー使用状況の把握、現地調査、計測を行うことにより省エネに係る運用改善等の提案を行う省エネ診断を実施しました。 さらに、「中小事業者のための省エネ・省CO2セミナー」の開催、研修会等における講演、ホームページでの改善事例の紹介等により、情報発信、普及啓発を行いました。	-	・府内の中小事業者からのCO2排出量削減 ・省エネによる中小事業者の経営コスト削減 ・省エネ診断件数30件	省エネ相談件数:47件 省エネ診断件数:34件 セミナーの開催:2回 研修会等における講演:3回	☆☆☆☆	省エネ診断、セミナー等開催を通じて、中小企業の省エネ・省CO2対策の普及促進を図ることができました。	引き続き、おおさかスマートエネルギーセンター、環境農林水産総合研究所と連携して、中小事業者の省エネルギーの取組支援を行います。	-	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9553) (実施:環境農林水産総合研究所)	
2-1-4	エコカー普及促進事業	継続	将来ビジョン・大阪	大阪エコカー協働普及サポートネットに参加する民間企業、関係団体、国の出先機関、地方公共団体が、官民協働でエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等に取り組むことにより、2020年度までに大阪府の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの削減を目指すこと。	「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、電気自動車等多様なエコカーの普及を推進する「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、エコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	・エコカー展示会・試乗会の開催 10回 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信  <参考> 200V普通充電設備:260基(府補助分89基)(2013年2月現在:大阪府把握分) 啓発イベント:10回(2011年度) 府内におけるエコカー保有台数 42万1千台(2011年度)	・エコカー展示会・試乗会 10回 ・ホームページやメールマガジンによる情報発信  ホームページアクセス数 14000回 メールマガジン発行回数 27回 メールマガジン登録数 1500名  <参考> 府内におけるエコカー保有台数 55万6千台(2012年度) ※2013年度台数は2014年12月確定予定	☆☆☆	大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、府内エコカー普及台数は、2015年度の間目標に向け、順調に推移しています。	今後も引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。	-	環境管理室 交通環境課 (06-6210-9586)	
2-1-5	建築物の環境配慮制度推進事業	継続	府温暖化の防止等に関する条例	地球温暖化やヒートアイランド現象等を防止し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の環境配慮制度に基づく届出の審査や指導助言、届出の概要の公表等の事務の実施、顕彰や制度の周知を実施すること。	CO2削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進します。これまで進めてきた大阪府建築物環境配慮制度の届出対象範囲の拡大に加え、CO2削減、省エネ等に重点を置いた評価の届出及びその評価結果をラベル表示する制度の周知・促進等、制度の推進を図りました。 なお、2012年7月からは、ラベル表示について2,000㎡以上の新築等の建築物の販売又は賃貸の広告を行う場合、一定条件の下で表示を義務付けるとともに、届出制度の対象規模を5,000㎡超から2,000㎡以上に拡大しました。	1,210	・CO2削減等環境に配慮した建築物の推進 ・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を3回開催	大阪府建築物の環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を1回実施しました。 また、「府温暖化の防止等に関する条例」を改正し、一定規模以上の建築物の新築等の際に、再生可能エネルギーの導入検討、省エネ基準適合(住宅除く)について義務付けることとしました。(H26年3月条例改正、H27年4月施行予定)	☆☆☆☆	「府温暖化の防止等に関する条例」の改正(平成26年4月施行予定)を行うことにより、建築物に対する環境配慮の取組みを一層推進することができました。	「府温暖化の防止等に関する条例」の改正を踏まえ、平成27年4月の施行に向けて規則改正と制度の周知、普及啓発を行います。	1,135 349 温暖化の防止等に関する条例事務移譲市町村交付金 環境配慮制度推進委員会運営費	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課(06-6210-9725)	

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名	
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗						
2-1-6	道路照明灯のLED化	継続	-	既存の道路照明灯(水銀灯、ナトリウム灯)に比べ消費電力が小さく寿命が長い特性があるLED道路照明灯について、早期に節電効果を発現させるため、リース方式による府管理道路照明灯のLED化を進めること。	省エネ性能に優れたLED道路照明の普及を積極的に推進するため、府独自の「大阪府LED道路照明技術評価制度」により、一定水準以上の製品を登録・認定し、リース方式によるLED照明への更新により、府管理道路照明全灯の早期のLED化を促進しました。	114,059	2013年度内に府管理道路照明全灯(約23,000灯)のLED化を完了	約23,000灯のLED化を実施	☆☆☆	LED認定製品の施設・更新による省エネが促進されました。	道路照明のLED化は2013年度で完了です。	-	都市整備部 交通道路室 道路環境課(06-6944-9291)		
2-1-7	府庁の省エネ行動への取組み	継続	大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)省エネ法	府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用削減に取り組むこと。	「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」、「大阪府庁節電実行方針」及び「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、府自らが率先して温室効果ガス削減やエネルギー使用削減の取組みを継続的に推進しました。また、これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。	35	庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1% (「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として)	説明会の開催 6回 節電実績 夏: オフィス系の職場で平成22年度比約26% (目標15%)の削減 冬: オフィス系の職場で平成22年度比約17% (目標10%)の削減	☆☆☆	事務事業における温室効果ガス排出削減・エネルギー使用削減の周知を図ることができました。また庁内の節電に対する取組みを進めることができました。	引き続き事務事業の省エネルギーに関する周知を行い、温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量の削減に努めます。	エネルギー管理講習の受講	35	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549)	
2-1-8	おおさかスマートエネルギーセンターの設立・運営	継続	-	エネルギーの地産地消を進めるため、省エネの促進や再生可能エネルギーの普及拡大に係る様々な施策・事業に取り組む。	大阪府市共同で、再生可能エネルギーの普及促進事業等のエネルギー関連事業の拠点として、「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、様々な事業を展開しました。 【主な事業】 ・太陽光パネル設置普及啓発事業 ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング ・都市インフラ(府市施設)を活用した省エネ設備等実証事業 ・節電アグリゲーション事業マッチング ・府・市民、民間事業者への創エネ・蓄エネ、省エネ、省CO2対策の相談・アドバイス	3,894	省エネの推進、再生可能エネルギーの普及拡大	H25年4月に新設した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民・事業者からの創エネ・省エネ等に関する様々な相談などに、ワンストップで対応するとともに、府有施設の屋根貸し公募など各種マッチング事業や、各種セミナー開催などを実施しました。 ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数: 55件 ・省エネセミナーの開催・講演: 主催3回、講演23回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談668件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。 今後も、様々な施策・事業を検討の上、府民・民間事業者等と連携し、取り組んでいく必要があります。	引き続き、H26年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。	大阪府市共同事業につき、1/2は大阪府市負担	資料印刷費 職員旅費	1,452 897	エネルギー政策課 (06-6210-9254)
2-1-9	創エネ設備及び省エネ・省CO2機器設置等に係る初期費用軽減のための融資事業	継続	-	府域における太陽光発電設備等の創エネ設備や、省エネ・省CO2機器の普及促進を図る。	金融機関との連携により、個人又は民間事業者が太陽光パネルの設置又は太陽光パネルと併せて導入する省エネ工事や蓄電池等の設置に必要な資金の融資を行いました。 ・融資対象: 府内居住者又は府内に所在地を置く事業者 ・対象設備: 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)又は再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する太陽熱利用設備、ヒートポンプ式電気給湯器、蓄電池、断熱化工事、省エネ工事 ・融資利率: 年1.0%(固定) ・融資期間: 10年 ・融資限度額: 個人向け150万円、事業者向け1,000万円 ※2013年度より事業者向け融資を開始するとともに、対象設備を拡大しました。 ※2012年度から実施中の太陽光パネル設置に係る初期費用軽減のための融資事業は、府民に資金を融資した金融機関に対し、引き続き資金の預託を行います。	187,000	融資予定件数: 個人向け500件、事業者向け100件	融資実績: 個人向け133件、事業者向け4件	☆	個人向けについては、融資限度額などの融資条件や融資対象設備が利用者のニーズに応じたものでは無かったことや、利用者に対する有効なPRが出来なかったことなどから、融資実績が伸びなかったと考えられます。 事業者向けについては、多くの金融機関が本事業よりも有利な条件の金融商品販売したことなどから、融資実績が伸びなかったと考えられます。	より使い勝手の良い制度になるよう、H26年度より、融資限度額を倍増(150万円⇒300万円)するとともに、対象設備にソーラークーリングシステムを新たに追加しました。 また、本事業の府民認知度のさらなる向上を目指し、H26年度から、リフォーム団体等と連携した広報・PR活動も実施中です。 なお、事業者向けについては、民間金融機関における融資メニューが充実しつつあることから、H25年度で廃止しました。	H26年度の事業名: 創エネ設備及び省エネ機器設置等に係る初期費用軽減のための融資事業	貸付金	187,000	エネルギー政策課 (06-6210-9254)
2-1-10	府有施設の屋根貸しによるソーラーパネル設置促進事業	継続	-	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、府有施設の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。	府有施設の屋根、屋上へのソーラーパネル設置条件や公募方法、合理的な契約方式等について、検討・調査し、整理を行いました。 現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、モデル事業としてパネル設置事業者の公募を行いました。	2,852	防水への影響等課題整理を行い、モデル事業を実施	・太陽光パネル設置基礎工法を提案公募し、防水性の確保、構造・耐風荷重の安全性、及び耐候性が確認できた5社7工法について、大阪府の標準的な基礎設置工法として認定しました。 ・基礎設置工法を認定工法又は在来工法とすることを条件に、太陽光パネル設置事業者公募を行い、3施設(春日丘高校、泉南支援学校、南大阪高等職業技術専門学校)について、事業者を決定しました。	☆☆☆	13施設を対象に事業者公募を実施し、3施設について事業者を決定できました。 今後は、更に事業者が応募しやすくなるよう公募条件等を工夫する必要があります。	金属屋根や勾配屋根の施設にも公募対象施設の拡大を図り、防水費用負担軽減を図る工夫など、事業者が応募しやすくなるよう検討します。	旅費(公募条件調査検討、モデル事業実施に係るもの) 委託料(工法検討) 審議会費(報酬費+旅費)	1,390 1,260 202	住宅まちづくり部 公共建築室設備課 (06-6210-9799)	

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)						
								進捗						
<b>II-2 資源循環型社会の構築</b>														
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	大阪府循環型社会推進計画 廃棄物処理法	大阪府循環型社会推進計画に係るリサイクルや廃棄物の減量化等に向けた普及啓発や広域化の推進等の進行管理等を行うこと。	府内における生産・流通、消費、再生・処理、最終処分等の各段階における資源の循環の利用に向けた取組を促進し、資源循環型の社会を構築するため、循環型社会推進計画(2012年3月)に基づき、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」と「廃棄物の減量と適正な処理」の推進に取り組みました。		計画に定める下記目標達成に向けて進行管理を行います。 ・一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向上させることで、最終処分量を49万トンに抑制する。	府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の集約・公表 ・施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進することができました。	引き続き、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理の推進に取り組み、計画の推進を図ります。		循環型社会推進室 資源循環課(06-6210-9567) 産業廃棄物指導課(06-6210-9570)	
2-2-2	最終処分場の安定的な確保等	継続	広域臨海環境整備センター法 廃棄物処理法	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	「広域臨海環境整備センター法」に基づく大阪湾圏広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、その促進に努めました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	108,787	・大阪湾圏広域処理場の延命化を含めた整備事業の促進 ・堺第7-3区の適切な維持管理	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業促進を図りました。 また、「処分場全体を廃棄物で積み上げ、森にすべき」との議会提案(H24.9代表)を受けて検討し、「容量が少なく、費用面から効果的の策とは言い切れず、かさ上げは港湾整備に支障がない緑地部分で検討」との結果に至ったことから、次期フェニックス計画に向けて早期具体化を目指すこととなりました。 ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、護岸を計画的に補修していくために、平成23年度に実施した護岸の現況調査の結果を踏まえ、補修が必要な泊地側護岸の被覆防食工事を行ったほか、フェンスの維持補修等を行いました。	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進することができました。また、左記の議会提案を契機とした検討の結果、次期事業に向けて舵を切ることは、一定の前進でした。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。	・引続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、フェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。 ・また、南海トラフ巨大地震への備えとして、堺第7-3区護岸の耐震性調査を行います。	【堺第7-3区管理関係】 ・排水処理施設・側溝水改善設備運転管理費 35,209 ・環境調査費 9,941 ・処分場維持補修費 5,700	循環型社会推進室 資源循環課(06-6210-9568)	
2-2-3	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB廃棄物処理特措法 府PCB廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、日本環境安全事業㈱が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に処理施設を建設し、2006年から稼働しています。引き続き、「大阪府PCB廃棄物処理計画」(2004年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減します(これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、2013年度は、基金への拠出は行いませんでした)。		府内におけるPCB廃棄物(現在、日本環境安全事業㈱大阪事業所の処理対象である高圧機器等に限定)の処理進捗率(日本環境安全事業㈱への登録台数に占める割合) 2013年9月末:76% <参考> 2013年3月末:71.8%	JESCO大阪事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2014年3月末:78.9%	☆☆☆	目標どおり高圧機器等の処理は進捗しました。	引き続き、PCB廃棄物の適正処理の推進、及び適正管理の徹底を図ります。		環境管理室 事業所指導課(06-6210-9583)	
2-2-4	産業廃棄物の不適正処理の根絶	継続	廃棄物処理法	排出事業者や処理業者への指導を徹底し、廃棄物の不適正処理根絶を図ること。	産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の根絶を図りました。	17,639	・建設廃棄物の分別排出等、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進 ・廃棄物の適正処理推進のため、電子マニフェストの普及等を促進 <参考> 不適正処理件数 307件(2012年度)新規事業は年度内に75%以上解決	不適正処理件数(2012年度→2013年度)307件→286件(うち2013年度新規事業については当該年度中に75%以上解決)	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は減少しています。また、新規事業の解決率は75%以上を維持しています。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。	廃棄物等検査分析委託費 2,898 立入調査等のための自動車リース料 2,405	循環型社会推進室 産業廃棄物指導課(06-6210-9570)	

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
<b>II-3 全てのいのちが共生する社会の構築</b>														
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	-	天然記念物の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと同魚を用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性の重要性についての理解を深めること。	府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンバラは、2005年度以降、生息が確認されていません。そこで、2011年度、環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、当センター内で保存しているイタセンバラを淀川に放流し野生復帰を試み、2012年度に野生復帰が確認されました。2013年度は、淀川城北ワンド(旭区)において、地元小中学生とともに公開放流を行うとともに、放流群の自然での繁殖状況に関する調査研究を行いました。また、同センター内のビオトープ池にイタセンバラを放流し、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発しました。	469	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、117人)、出前講座(2回、100人)	☆☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状況が維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。	-	イタセンバラ保護定着調査 予算(消耗品費/賃金) 4,935  希少魚保護増殖調査・淡水生物増殖試験(旅費/消耗品/賃金) 469	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9557)  水産課(06-6210-9612)  (実施:環境農林水産総合研究所)	
2-3-2	共生の森づくり活動推進事業	継続	-	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場跡地において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、府民・NPO・企業等多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、自然の力を活かしながら府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然環境のモニタリング調査、自然とのふれあい体験や自然観察といった自然環境学習等を実施しました。	6,281	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	☆☆☆	参加人数:1,742人/年 多様な自然環境の創出:1ha	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	-	堺第7-3区共生の森づくり活動協働委託費 4,200  堺第7-3区共生の森植樹イベント業務委託費 2,400	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9557)
2-3-3	森林資源モニタリング事業(ナラ枯れ被害林経年調査)	継続	森林法 森林・林業基本法	府内におけるナラ枯れ被害地について、被害の拡大状況・収束状況の把握により、府内の雑木林の資源把握及び今後の効果的な駆除対策に活用すること。	カシノナガキクイムシ(カシナガ)によるナラ枯れ被害は、北摂地域で2009年度に確認されて以降年々被害地域が南に拡大し、2013年度には河内長野市域に及んでいます。カシナガは、コナラ等のブナ科樹木に寄生するキクイムシ(甲虫)で、成虫が運ぶカビの一種が樹体内で繁殖すると、樹木が防御物質を生産しその物質が導管を塞いでしまうため、夏に水切れをおこして樹木が枯死します。府内のナラ枯れ被害地域では、被害木の伐倒・蒸気処理等の防除対策を、国庫補助事業等を活用しながら講じていますが、未だ収束には至っていません。そのため、被害地域の拡大状況と収束状況を把握するとともに、今後の駆除対策を、より効果的に実施するため、広域的なモニタリング調査を実施しました。	1,050	激害地を中心に、被害発生 の経年変化を明らかにするとともに、防除対策後の植生回復を調査します。	☆☆☆	ナラ枯れについて、大被害地を中心に、被害発生 の経年変化を明らかにしました。2010年度にナラ枯れ被害が見られた2市3箇所、新たな被害状況及び過年度の被害木の経過調査を実施しました。その結果、ナラ枯れによる枯損木の多い調査地において、照葉樹林化の進行が示唆されました。	取組指標については想定どおりの経年変化に関する知見を得ることができました。ナラ枯れによる森林の衰退状況、および回復の状況を把握するためには、長期にわたるモニタリングが不可欠と考えられます。	2013年までのモニタリング調査において被害の経年変化についての知見は收拾できた。今後、2013年に被害が初めて確認された南河内地域において、粘着紙等を用いて被害の拡大状況を把握していきます。	国庫:525千円	消耗需用費 930 賃金 129 高速道路使用料 53	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9557)  (実施:環境農林水産総合研究所)
2-3-4	大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進	継続	-	府内の生物多様性に知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等により設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を活用して、府域の生物多様性の現況把握と評価の作業に取り組むことで、府民と連携したモニタリング体制の構築を進めること。	「大阪生物多様性保全ネットワーク」を中心に、府民参加による野生生物の情報収集と整理を行って作成した「新しいレッドリスト」を盛り込んだガイドブックを作成し府民へ情報発信を行いました。	945	生物多様性ガイドブックの作成 1,000部	☆☆☆	生物多様性ガイドブックを作成するとともに、普及啓発活動に努めました。	生物多様性ガイドブックを活用し、連携している大阪生物多様性保全ネットワークとともに希少野生動植物の啓発を図ります。	-	大阪府レッドリスト作成委託費 1000	みどり・都市環境室みどり推進課 (06-6210-9557)	
2-3-5	農空間保全地域制度の推進	継続	府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例 おおさか農政アクションプラン	農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地賃借等の解消手法により遊休農地の利用の促進を図りました。	64,961	遊休農地の解消 52ha	☆☆☆☆	遊休農地の解消 74.6ha	自己耕作の再開や農地の賃借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の賃借り等による遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。	-	農空間の保全活用のための取組への補助 63,396	農政室 整備課(06-6210-9601)
<b>II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~</b>														
2-4-1-1	自動車排出ガス総量削減計画の推進(計画の進行管理)	継続	自動車NOx・PM法	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、自動車排出ガス総量削減計画(第3次)を策定し、各種自動車環境対策を関係機関が連携、協力して各種自動車環境対策を推進するとともに、府が的確に進行管理を行い、二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	関係機関(関係市町、道路管理者等)と連携し、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を総合的に推進しました。また、「大阪エコカー協働普及サポートネットワーク」において環境性能の優れた自動車(エコカー)の普及を促進しました。あわせて、関係機関等から入手した各種データを収集し、それに基づく集計を行うことにより、自動車から排出されるNOx・PMの排出量を把握しました。	10,637	・NO2、SPMIに係る環境基準の 全局達成。 ・2012年度のNOx・PMの排出 量の把握。  <参考> 対策地域からのNOx・PM排出 量 NOx:15,500トン、PM:760トン (2011年度)	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)	・NO2に係る大気環境基準を全監視測定局で達成。SPMIに係る大気環境基準は一般局(67局)は全局で達成、自排局(34局)は32局で達成。 ・対策地域からのNOx・PM排出量の把握 NOx:14,390トン、PM:720トン (2012年度)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2012年度はNOx・PMともに計画どおりに削減していることを確認しました。	継続的・安定的に大気環境基準を達成するよう、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。	一部国庫	調査委託費 (総量削減計画(自動車NOx・PM)進行管理調査業務委託費、信号交差点における窒素酸化物簡易測定業務委託費、道路沿道における大気汚染調査業務委託費、二酸化窒素高濃度予測地区等における交通状況調査・濃度推計業務委託費) 9,543	環境管理室 交通環境課(06-6210-9586)

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
2-4-1-2	流入車対策の推進	継続	大阪府生活環境の保全等に関する条例	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	NO <sub>2</sub> ・SPMIに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務違反を繰り返す事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令し、氏名等を公表しました。	33,233	立入検査での検査台数4,500台(バス駐車場、卸売市場、トラック・ターミナル及び建設工事現場等で実施) <参考> ステッカー112.2万枚交付(2012年度末累計)、立入検査台数:2,889台(2012年度) 使用命令及びその公表16件(2012年度末累計)	ステッカー交付枚数:79,945枚(累計1,201,705枚) 立入検査:111回、6,264台を検査(累計350回、約27,800台) 使用命令:15件、公表:14件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2013年度:1% ※普通貨物自動車における割合) <参考> 使用命令31件、公表30件(2013年度末累計)	☆☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。また、指導に従わない事業者に対し使用命令を発令し公表することにより、規制の実効性を確保し、計画通り対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実を努めるとともに、引き続き、警察とも連携しながら毅然とした対応を行います。	流入車規制適合車等標準交付等業務委託費	23,207	環境管理室 交通環境課(06-6210-9587)
2-4-1-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	継続	大気汚染防止法	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定体制を着実に進め、府民に分かりやすく提供するとともに、環境測定データの解析を行うこと。	環境大気中の微小粒子状物質(PM2.5)について、自動測定機による連続測定を着実に進め、ホームページで分かりやすく情報提供するとともに、季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により府内における実態を把握しました。PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、測定機の整備にも取り組めました。また、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めつつ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の汚染実態の解明、発生源寄与評価の検討や東アジア規模の広域移流の調査研究を行いました。	14,005	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 <参考> 測定体制 府管理14局、うち一般局10局、自排局4局(2012年度)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理17局、うち一般局13局、自排局4局) ・PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局3局で増設。 ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回測定)	☆☆☆☆	引き続き、PM2.5の注意喚起をより幅広く府民に行うとともに、常時監視体制の充実を図ります。また、濃度の低減を図るため、粒子状物質全体の排出抑制を着実に進めます。	測定機器購入費 成分分析試料採取委託費 測定機器保守管理委託費	6,720 2,783 2,134	環境管理室 環境保全課(06-6972-7632) (一部実施:環境農林水産総合研究所)	
2-4-1-4	大気汚染防止の事業所規制	継続	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 府生活環境の保全等に関する条例	大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び府生活環境保全等に関する条例に基づき工場・事業場(以下「工場等」という。)に対して大気汚染物質の排出規制を行うこと。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前に届出させ、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん等)、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行うとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等を報告させることにより適正な指導を行いました。また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施しました。	1,614	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象1,436事業所に1年以上の立入検査を実施 <参考> 立入検査件数 1,415件(2011年度) 1,007件(2012年度)	・対象事業所(約1,400事業所)への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 1事業所 ・使用燃料等測定 18事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所	☆☆	アスベストに係る解体現場の立入検査を重点的に実施しました。そのため、優先度の低い事業所を2014(平成26)年度に立入検査とすることとしました。	立入検査未実施の事業所については2014(平成26)年度中に立入検査を行う。引き続き事業所立入検査を実施し、排出基準等の遵守の徹底を図ります。	規制業務費 測定業務費 ダイオキシン類発生源対策費	290 1,005 579	環境管理室 事業所指導課(06-6210-9581)
2-4-1-5	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	大気汚染防止法 府生活環境の保全等に関する条例 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱 オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施要領	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物)の排出量を削減すること。	光化学スモッグの原因物質の一つであるVOCの排出量を、法・条例による排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく自主的取組み等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行いました。	494	VOCの排出抑制 <参考>VOC届出排出量 11,600t/年(2009年度) 10,700t/年(2010年度) 10,300t/年(2011年度)	・VOC排出削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2012年度 9.9千トン ・短期間排出工事における迅速な測定 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2012年度 のべ1,187回	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)	工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。	引き続き、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行います。	大気汚染防止計画推進事業費 光化学スモッグ対策費(旅費、被害調査用自動車借上料など)	242 252	環境管理室 環境保全課(06-6210-9577)
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	-	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	80,950	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を333箇所実施	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を426箇所実施	☆☆☆☆	アスベスト除去対策工事を予定通り3施設にて実施し、空気環境測定は予定より多い426箇所実施しました。	引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っていきます。	アスベスト除去対策工事 空気環境測定	76,788 4,162	住宅まちづくり部 公共建築室計画課 (06-6210-9788)
2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業	継続	大気汚染防止法 府生活環境の保全等に関する条例	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。	アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等への立入検査を実施しました。また、解体工事現場でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施する等、重点的な取組みを行いました。アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。	50,160	・届出対象工事現場へ全数立入検査 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・短期間の工事における迅速な測定 ・アスベスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出 <参考> 救済基金への拠出4,700万円 届出審査:届出140件 立入検査:566件	・届出対象工事現場へ全数立入検査 136件 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 322件 ・短期間の工事における迅速な測定 20件 ・救済制度の円滑な運用 <参考> 救済基金への拠出4,700万円 届出審査:届出140件 立入検査:566件	☆☆☆☆	アスベストに係る不適正事案が発生し、解体現場の立入検査に重点を移しました。条例届出対象規模未達の解体現場にも積極的に322件の立入検査を実施しました。	引き続き、解体現場の事前調査結果について確認するとともに、届出のあったすべての解体現場の立入検査を実施し、アスベストの飛散防止を図ります。	アスベスト規制指導費(測定用資機材等消耗品費用、備品購入費、検査旅費等) 石綿健康被害救済基金拠出金	3,160 47,000	環境管理室 事業所指導課(06-6210-9581)

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
<b>II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ~良好な水環境を確保するために~</b>														
2-4-2-1	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 ダイオキシン特別措置法 府生活環境の保全等に関する条例	河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき、事業場に対して、水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行いました。 法・条例の規制対象となる事業者からの施設の設置・変更の届出について、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、有害物質の排水基準や施設等の構造基準に適合するよう審査・指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	6,170	・排水基準が適用される事業場全てに、立入・採水を実施 ・総量規制基準が適用される事業場のうち排水量が多い18事業場に、24時間採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業場全てに、立入検査を実施 <参考> 工場・事業場立入件数 990件(2011年度) 852件(2012年度) 試料採取・分析件数 579件(2011年度) 438件(2012年度)	・排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ864回実施(試料採取・分析件数:358件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(36事業場)のうち14事業場で、総量採水検査を実施	☆☆☆	当初の想定どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	水質汚濁防止規制指導費のうち、 分析委託料(排水基準等分析委託費) 3,971 指定地域特定施設規制事業 839 検体分析委託(COD等検体分析委託料) 847	環境管理室 事業所指導課(06-6210-9585)	
2-4-2-2	総量削減計画の進行管理	継続	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 第7次総量削減計画	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行い、発生負荷量を把握しました。 また、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行いました。	2,224	2012年度の発生負荷量を把握する。 <参考> COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2010年度) COD 67t/日、T-N 63t/日、T-P 4.1t/日(2011年度) COD 65t/日、T-N 62t/日、T-P 3.8t/日	2012年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施(2012年度) COD 62t/日、T-N 59t/日、T-P 3.7t/日	☆☆☆ (2012年度のデータで評価)	大阪湾に流入する負荷量が削減されたことを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。	栄養塩類等分析業務委託費 724 瀬戸内海栄養塩類等削減対策に係る基礎資料作成業務委託費 756	環境管理室 環境保全課(06-6210-9577)	
2-4-2-3	生活排水対策事業	継続	水質汚濁防止法	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際、市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	282	・生活排水処理率の向上 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 <参考> 生活排水処理率 93.7%(2011年度末)	・生活排水適正処理率が2012年度末で94.2%と前年度より0.5ポイント上昇(2013年度集計中) ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 12回	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。	啓発物品等消耗品費 186	環境管理室 事業所指導課(06-6210-9585)	
2-4-2-4	流域下水道事業の推進	継続	21世紀の大阪府下水道整備基本計画(ROSE PLAN)	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。 また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	30,436,586	下水道普及率の向上 <参考> 下水道普及率94.6%(2011年度末現在)	狭山水みらいセンターの水処理施設(20,375m <sup>3</sup> /日)運転開始。 中央水みらいセンター雨水滞水池・太平ポンプ場雨水貯留施設の合流式下水道改善施設運転開始。 寝屋川北部流域の増補幹線の単独貯留(約10万m <sup>3</sup> :1,100ha)の供用開始 下水道普及率95.3%(2013年度末現在)	☆☆☆	施設の運転開始等により、想定される成果に向け進捗が図られていると考えられます。	引き続き、下水道普及率の向上に取組みます。	都市整備部 下水道室 事業課(06-6944-6794)		
2-4-2-5	浄化槽整備事業の推進	継続	大阪府浄化槽整備事業補助金交付要綱	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の施設整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	12,353	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 67基設置(12市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 120基設置(5市にて実施)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	国庫、指導監督交付金 府費補助金 11,723 事務費 630	健康医療部 環境衛生課(06-6944-9181)	
2-4-2-6	大阪湾の再生	継続	大阪湾再生行動計画	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 また、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関とともに大阪湾再生のための施策を推進しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査)	1,480	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 ・大阪湾フォーラムの開催や環境啓発イベントへの出展 5回 <参考> イベントへの出展回数 2012年度 4回	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査55地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。 イベントの開催・出展はは想定以上の回数となり、大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、環境保全啓発に取り組みます。	大阪湾環境保全協議会 150 担金 瀬戸内海環境保全知事・市長会議員担金 250 (公社)瀬戸内海環境保全協会 1,080	環境管理室 環境保全課(06-6210-9577)	
2-4-2-7	魚庭(なにわ)の海づくり大会	継続	-	大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、豊かな美しい大阪湾を取り戻すため府民へ様々な活動への参加を呼びかけること。	水産業に関する啓発イベントを開催し府民に参加していただくことで、豊かな美しい大阪湾を目指しています。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産(もん)」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進しています。	-	来場者数を10,000人以上にすること	雨天のため中止	☆	雨天のため中止になりました。 雨天に影響を受けない会場を選定することを課題とします。	雨天に影響を受けない会場を選定します。来場者数を増やすため、引き続き様々な企画を行い、コンテンツを増やしていきます。	-	水産課(06-6210-9612)	
2-4-2-8	広域型増殖場造成事業	継続	-	藻場の造成と稚魚の餌の供給をする餌料培養礁を設置し、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。	りんくうタウンの泉南市岡田浦・樽井地先海面において、既存増殖場(藻場及び稚魚等の隠れ場、育成場)の岸側に隣接して藻類着生基質の設置を行いました。また、造成済みの既存施設(泉佐野・田尻工区)で、海藻、魚介類、餌料生物等を調査して、増殖場の効果を把握しました。	54,327	・藻類着生基質62基設置 ・効果調査を年4回(四季調査)実施	・藻類着生基質96基設置 ・効果調査を年4回(四季調査)実施	☆☆☆	ほぼ計画どおりの設置・調査を実施しました。	引き続き、事業計画(H22~26年度)内容の実施に努めます。	国庫(経済対策)、地方債 増殖場工事委託費 61,000 効果調査委託費 3,000	水産課(06-6210-9612)	

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名	
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗						
2-4-2-9	海底耕耘事業	継続	-	海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。	泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより、酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図りました。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行いました。	-	年間作業船100隻実施	春と秋に2回実施して、概ね60ha以上の海底耕耘を実施(年間作業船数は98隻)	☆☆☆	計画どおり実施できました。	効果調査結果も参考にした事業海域を検討します。	-	水産課(06-6210-9612)		
<b>II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~</b>															
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減とリスクコミュニケーションの推進	継続	PRTR法府生活環境の保全等に関する条例	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行いました。また、「災害時における化学物質のリスク低減事業」の成果を踏まえて、府条例の化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を図りました。さらに、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進しました。	395	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 <参考> PRTR法に基づく届出件数: 1,670件(2012年度) 条例に基づく届出件数: 1368件(2012年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,400トン(PRTR法対象物質4,623トンを含む)(2011年度実績) 府条例の化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を図ることを促進(2012年度)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,636件、条例1,364件 ・化学物質対策セミナー開催: 1回(参加者483人)化学物質の管理、災害時のリスク低減について説明 ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,000トン(PRTR法対象物質4,481トンを含む)(2012年度実績) ・府条例の化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を図ることができました。 ・今後も引き続き、事業者等による環境リスク低減対策の促進が必要と考えられます。	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)	・想定どおり、PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の自主的な管理を一層促進しました。また、化学物質対策セミナーを開催し、事業者による化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について周知を行うことができました。 ・また、化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を図ることができました。 ・今後も引き続き、事業者等による環境リスク低減対策の促進が必要と考えられます。	・引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。 ・指針の改正については、指針の解説・マニュアルの提供や事業所を対象とした説明会の開催を通じて、周知を図るとともに、個々の事業者に対する指導、助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を推進していきます。	-	届出經由事務等の実施 管理計画・届出事務等の実施	144 295	環境管理室 環境保全課(06-6210-9578)
2-4-3-2	大阪エコ農業の推進	継続	おおさか農政アクションプラン	農業の環境への負荷軽減を進め、生産性の調和と農業経営面の採算性に留意した大阪エコ農業を推進すること。	近年、農業による環境負荷の軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量の低減に取り組む生産者支援のため、農薬の使用回数と化学肥料の使用量を慣行栽培の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。また、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対して交付金を直接支払うことで、環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進しました。 (環境に貢献する取組みの例) ・カバークロープの作付け(水稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・有機農薬(生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う)	8,211	大阪エコ農産物栽培面積10ha増加 <参考> (2012年度末)認証面積: 506ha	認証面積: 511.6ha 認証件数: 4,185件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。	国庫、消費費・安全対策交付金事業	エコ農業技術推進のための調査研究・分析にかかる委託費等 農業適正使用推進の啓発等	2,133 3,478	農政室 推進課(06-6210-9590)
2-4-3-3	害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発	終了	-	ナスおよびキュウリにおいて新たな防除技術を開発し、殺虫剤を大幅に削減した安全・安心な農産物の高品質安定生産に貢献すること。	府内では施設栽培のナスやキュウリにおいて難防除害虫のミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。この害虫は体長が1mm程度と微小であるため発見しにくく、殺虫剤の効果も低いことから、防除が困難になっています。そこで、紫外光LEDまたは青色LEDの照射がミナミキイロアザミウマの行動に及ぼす影響を明らかにし、これらの光源を用いた、ミナミキイロアザミウマの誘引・殺虫器具の開発を行いました。	1,000	誘殺トラップを利用した防除システムのモデル構築	・誘殺トラップを利用して施設ナスにおけるミナミキイロアザミウマの誘殺効果を明らかにしました。 ・この結果から、誘殺トラップを利用した防除システムのモデル構築に関する研究を進めました。	☆☆☆	具体的な防除対策として、青色LEDを用いた誘殺トラップを用いて施設ナスにおけるミナミキイロアザミウマの誘殺効果と生息虫数の関係を明らかにし、施設内の誘殺トラップ設置数のモデルを構築しました。	(平成25年度で課題終了)	国庫	消耗品費 賃金 職員旅費	442 301 132	農政室 推進課(06-6210-9590) (実施: 環境農林水産総合研究所)
2-4-3-4	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法府生活環境の保全等に関する条例	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	475	土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 <参考> 形質変更届出件数: 55件(2012年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主): 17件(2012年度)	報告された調査・対策が適切な内容になるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染未然防止策について指導しました。 <参考> ・形質変更届出件数: 55件 ・特定施設廃止件数(調査義務指導): 13件 ・調査結果報告件数: 14件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	-	規制指導に係る旅費	344	環境管理室 環境保全課(06-6210-9579)
<b>III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進</b>															
3-1	騒音・振動の防止	継続	環境基本法騒音規制法振動規制法府生活環境保全条例	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して騒音対策の推進を働きかけました。さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	14,705	・道路交通騒音調査 10町村域について実施 ・航空機騒音調査(常時及び随時) 7箇所実施 ・市町村研修会 年間2回開催 <参考> 道路交通騒音に係る環境基準の達成率: 93.5%(2011年度)	・道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2012年度 93.6%) ・航空機騒音の測定を、常時測定: 3地点 随時測定: 4地点 において実施。うち環境基準達成地点4地点。(2012年度) ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆	道路沿道における環境保全目標の達成率が改善傾向で推移(2012年度 93.6%、評価戸数867千戸) 航空機騒音の環境基準達成状況についても計画通り把握を行いました。	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。	-	自動車騒音的評価データ入力委託費 航空機騒音常時監視システムリース料 関西国際空港周辺航空機騒音実態調査委託費	1,620 3,360 2,153	環境管理室 交通環境課(06-6210-9588)

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)						
								進捗						
3-2	「みどりの風促進区域」の推進	継続	みどりの大阪推進計画	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた、海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組みを推進すること。	府内に設定した路線延長約200kmの「みどりの風促進区域」において、 ①街路樹等の公共緑化事業の重点化 ②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)による緑化誘導 ③樹木の提供等、企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進により、緑化を促進しました。	232,650	みどりの風促進区域内での緑化推進 (2013年度末植栽目標1,600本)	みどりの風促進区域内での緑化推進 2013年度植栽実績 2,500本 ・民有地緑化実施箇所 27地区 約1,600本 ・公共緑化実施箇所 約900本	☆☆☆☆	促進区域内において重点的に緑化を推進し、目標以上の植栽を実施できました。	2011～2013(平成23～25)年度の知事重点事業で醸成された府民や企業の緑化意識をさらに広げ、府民が実感できるみどりづくりを進めます。(企業・府民とつくるグリーンストリート支援事業を展開)	公有地緑化工事費 (道路等公有地の緑化工事費) 185,000 民有地緑化補助金 (自治会等地域団体において作成した緑化プランに基づく企業寄付苗木の植栽工事費として交付。25年度は27地区) 148,785	環境農林水産総務課 (06-6210-9543) 都市整備部 公園課(06-6944-7594)	
3-3	ネーミングライツ方式など民間資金によるみどりづくり	継続	みどりの大阪推進計画	大阪の都心部において、まちのシンボルとなるようなみどりを創出することにより、まちの魅力向上を図るとともに、府民にみどりを実感していただくみどりづくりの取組みを推進すること。	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組みの一つとして、大阪の都心部において、ネーミングライツ方式等、民間資金を活用したみどりづくりを進めました。	-	民間資金によるみどりづくりの推進 (2013年度末実施予定箇所:梅田HEP NAVIO前ほか)	2地区で事業候補者の募集を行い、うち1地区(梅田HEP NAVIO前)で事業候補者を決定	☆☆	2地区について事業候補者を募集しましたが、うち1地区は応募が無く、事業候補者の決定に至ったのは1地区でした。	26年度中に1地区(梅田HEP NAVIO前)の整備を完了させ、都心で府民に実感していただける効果的なみどりの創出を図ります。完成時にはイベント等を行い、みどりの大切さをPRします。	-	環境農林水産総務課 (06-6210-9543)	
3-4	府道緑化事業	継続	みどりの大阪推進計画	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理するとともに、防災や福祉の視点に立った街路樹の再整備を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。	818,925	主に重要路線の街路樹更新 高木:1,000本 低木:100本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。 (植栽本数)高木:960本、低木:約20,000本	☆☆☆	想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	府道緑化事業費(維持管理) 660,274 " (工事) 150,000	都市整備部公園課 (06-6944-7594)	
3-5	泉佐野丘陵緑地整備事業	継続	みどりの大阪推進計画	緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図ること。	「府民と育てる緑地づくり」を行うにあたり、大阪府が整備すべき最低限の基盤施設としての整備工事を行いました。	307,161	基盤整備・施設整備 等	2014年度の開園に向けて、以下の公園整備事業を推進しました。 ・パークセンター建築工事 ・駐車場及び進入路整備工事 等	☆☆☆	整備は想定どおり実施でき、公園の基幹施設となるパークセンターが竣工しました。	平成26年度夏の開園、開園後の維持・管理と残区域の開設に向けて、引き続き整備を行います。	国庫(緊急経済対策):パークセンター建築工事費について半額補助 ※右の額は支出済額	都市整備部公園課 (06-6944-6795)	
3-6	生駒山系花屏風構想の推進	継続	みどりの大阪推進計画	府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。	大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備しました。	526	目標植栽本数 500本	森林所有者等の協力により、2013年度において1,149本の植栽を実施し(ヤマザクラ、ミツバツツジ、クスギ、モミジ等)、生駒山系の景観形成に努めることができました。 植樹や植栽木の維持管理は府民協働により実施しました。 <参考> 植樹済本数6,606本(H26.3現在)	☆☆☆	サクラ類等の植樹により、生駒山系の景観形成に努めることができました。	引き続き生駒山系の景観形成に努めます。	みどり基金	植樹木の管理委託費 483	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9555)
3-7	公立小学校の芝生化の推進	継続	みどりの大阪推進計画	府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が継続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う人材を育成し、芝生化が普及・定着すること。	芝生化実施校において、芝生の維持管理を担う地域団体に、管理方法や組織づくりに関する知識を身につけていただくため「おおさか芝生教室」を開催しました。	11,872	「おおさか芝生教室」を33回開催	・「おおさか芝生教室」は34回開催	☆☆☆	芝生づくりを通じて、都市部における緑化空間の確保、子どもの環境教育機会の提供が図られるとともに、地域団体の参画が促進され、地域活動センターの設置など他の地域づくりのきっかけとなりました。	各学校の芝生の整備・維持管理を行う実行委員会の自立化に向け民間主導の支援にシフトしていきます。	大阪府みどりの基金(しばふ応援基金)	おおさか芝生教室実施事業委託費 (芝生の整備・維持管理を行う地域団体に専門技術者が技術講習を行う事業) 5,250 芝生アシスト事業委託費 4,238	みどり・都市環境室 みどり推進課(06-6210-9558)
3-8	オアシス構想の推進	継続	おおさか農政アクションプラン	ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくり	ため池や水路を農業用施設として活かしつつ、都市生活に“やすらぎ”と“うるおい”を与える地域の貴重な水辺環境資源として、総合的な整備を行うとともに、住民参加による周辺農地を含む農空間の保全・活用を通じた地域の魅力づくりを推進しました。	1,398,730	ため池・水路等の整備 25地区	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内4地区でいきいき水路整備事業を実施 ・府内19地区でため池整備事業を実施、6地区の整備を完了	☆☆☆	農空間の資源の保全・活用と地域力の向上が図れました。	引き続き農空間の資源の保全・活用と地域力の向上に努めます。	ため池整備工事費等 1,249,289 水路整備工事費等 420,607	農政室 整備課(06-6210-9598)	

No.	施策事業名称	事業継続性	根拠法令等	目的	内容	決算見込額 (千円)	2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	備考	主な使途・金額 (予算額ベース) (千円)	部局名
							2013年度の取組指標	2013年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗					
IV その他(横断的施策・事業)														
4-1	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法 大阪府環境影響評価条例	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続きを行いました。	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続きを行いました。	923	環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書等の作成等に対する事業者への適切な指導	環境影響評価書等5件について、事業者、都市計画決定権者に対して、府民にとって分かりやすい図書になるよう、提出前に指導を行いました。  ・指導を行った図書 よみうり文化センター(千里中央)再整備事業に係る環境影響評価書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書 大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書 よみうり文化センター(千里中央)再整備事業に係る事後調査計画書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査計画書	☆☆☆	事業者がアセスメント図書等を作成するにあたっては、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導しました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導を行います。	会場使用料 332 現地調査等に係る旅費 285	環境管理室 環境保全課(06-6210-9580)	
4-2	市町村への権限移譲	継続	大阪府地方分権改革ビジョン	府民に身近な自治体である市町村が、地域の責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪府地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府から移譲した権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。	-	市町村を対象にした技術的支援	☆☆☆	研修生の受け入れ、研修会の実施、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、法令研修に加え事例研修やグループワーク等により具体的なフォローを行います。また、今後、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受け入れによりスムーズな権限移譲に努めます。	-	環境管理室 事業所指導課(06-6210-9583)		
4-3	環境技術コーディネート事業	継続	-	大阪府内の中小・ベンチャー企業が開発した優れた環境技術・製品を評価・選定し、普及することで、環境保全を推進すること。	大阪の中小・ベンチャー企業が開発した優れた環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものに「おおさかエコテック」の称号を授与するとともに、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援しました。	648	・技術選定 5件 ・環境技術セミナーの開催 3回  ※年度当初にウェブサイトアクセス数の取組指標値を記載していたが、当該年度中にシステムが変更し過年度との比較評価が可能なデータを取得できなかったことから、普及の実績としてはセミナー等出展及びメールマガジン発行件数を記載することとした。	☆☆☆☆	中小企業支援機関との連携等により、6件の環境技術・製品がおおさかエコテックに選定されました。また、中小企業総合展など発信力の高い展示会に出展するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及の取組を強化しました。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと新たな環境技術を発掘するとともに、メールマガジン・ホームページ・展示会・セミナーなど様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。	委員会開催経費 137 展示会出展経費 112 セミナー開催経費 106	環境農林水産総務課 (06-6210-9543) (実施:環境農林水産総合研究所)		
4-4	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域環境保全計画	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや、府県を越えた鳥獣保護管理の取組みといった広域的な環境保全の対策を推進すること。	関西広域連合広域環境保全局において、これまでの構成府県市の取組みの経験や蓄積を活かしながら、「温暖化対策」と「生態系の保全」の2つのテーマについて、広域的な取組みを推進することにより、環境先進地域「関西」を目指しました。 具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、節電のはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。 また、広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ対策検証事業を実施するなど、地域毎の取組みの推進を図りました。	9,702	(温暖化対策) ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等の実施 ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。 (生態系の保全) ・連合管内の2地域程度で、モデルとなるカワウ対策検証事業を実施する。	☆☆☆	広域環境保全の方向性及び将来像を示すとともに、各分野における広域的な取組が進められました。また、中長期的なエネルギー政策については、平成25年度に、当面の取組みと合わせ、検討を深めていくこととなりました。	(温室効果ガス削減) ・電気自動車の普及促進については、更なる普及のため、引き続き充電インフラの整備促進に努めます。	関西広域連合負担金 9,702	環境農林水産総務課 (06-6210-9542) みどり・都市環境室地球環境課 (06-6210-9549) 環境管理室交通環境課 (06-6210-9586) 動物愛護畜産課 (06-6210-9619) 商工労働部 成長産業振興室新エネルギー産業課 (06-6210-9296) 政策企画部 地域主権課 (06-6941-1705)		
4-5	環境マネジメントシステムの推進	継続	大阪府環境管理基本方針	府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。	「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちようエコ課計画を活用して、PDCAサイクルをまわすなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みます。	11	・ふちようエコ課計画を活用した所属単位での取組みの促進 ・内部環境監査及び外部アドバイスの取組みの点検、評価 ・モットー通信による職員への取組み周知	☆☆☆	・環境配慮活動を推進するため、ふちようエコ課計画活用の周知を行いました。 ・外部アドバイスの結果を踏まえ、ふちようエコ課計画の様式等を改善しました。	所属で取り組んでいる環境配慮の取組みを広く周知し、環境配慮活動を広げていきます。	外部アドバイザーへの謝金 11	みどり・都市環境室 地球環境課(06-6210-9549)		